

浄水発生土が和歌山県リサイクル製品として認定されました

平成26年12月15日に六十谷第2浄水場の浄水発生土が、**和歌山県リサイクル製品に認定**されました。

浄水発生土とは

紀の川の水から工業用水を作る浄水処理過程において発生する泥を濃縮・脱水し、板状に圧縮、破碎したもので、和歌山県リサイクル製品に認定された「園芸用土又はその原料」の他に、グランド改良用土の原料などにも利用されています。



浄水汚泥 100%

購入方法

六十谷第2浄水場(和歌山市六十谷108番地の2)に申込みいただき、手続きが終わりましたら、順次販売させていただきます。販売量に制限はございませんが、在庫状況によっては、ご希望に添えないことがございます。なお、容器、積込み、運搬はご購入者の負担となっておりますのでご了承ください。

販売価格：1m³当たり 100円(税抜き)

販売時間：平日9時から17時まで

一般のお客様への販売については、事前にお電話をお願いします。

問合先

六十谷第2浄水場

電話 073-461-0071



厚さ(2cm)×
幅(2~20cm角)程度



別記第3号様式(第4条別紙)	
和歌山県リサイクル製品認定通知書	
販売 和歌山市七条丁23番地 氏名 和歌山市 利根川水道企画管理部 藤田 雄起	
和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例第5条第2項の規定により認定を受けました以下の製品について、同条例第5条第1項の認定基準に適合する製品であると認定したので通知します。	
平成26年12月15日 和歌山県知事 仁 沢 祐	
認 定 年 月 日	平成26年12月15日
認 定 の 有 効 期 限	平成27年3月31日
製 品 名 称	和歌山市の水道施設浄水発生土
製 品 の 用 途	園芸用土又はその原料
規 格 質 料 等	浄水汚泥
規則第7条各号に該当の有無	有